

議長(野口源次郎君) 出席議員半数以上であります。これより議事日程第2号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、これよりお手元に配付いたしました質問通告表により、順次、市政一般質問を行います。32番深堀義昭議員。

〔深堀義昭君登壇〕

32番(深堀義昭君) おはようございます。

自民クラブの深堀義昭でございます。

新しい世紀、21世紀を迎え、最初の市議会定例会の、しかも、最初の代表質問の機会を与えていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

新しい21世紀は、本格的な高齢社会の到来、情報技術社会への移行、環境への関心の高まりなど市政に対する市民のニーズは多様化の一途をたどるものと考えられます。このような状況に対応するため、市としては、財政基盤の再整備が緊急の課題であると認識をするものであります。これら山積する課題は、行政と議会が両輪となった市政運営を展開することにより、クリアできるものと強く思っております。

そこで、自民クラブを代表し、質問通告に基づき順次、質問をいたしますが、質問通告のうち、あぐりの丘の将来の見通し、それにつきましては、時間があれば後ほど質問をすることにして、本壇からの質問をやめたいと思います。

それでは、市長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

まず初めに、行財政改革の推進についてであります。

政府は、平成12年度経済見通し実質1.0%達成を目指し、景気回復が第一の課題として全力で取り組んでいるところであります。平成13年度政府予算の概算要求に当たっての基本的な考え方は、「我が国経済は、緩やかな改善を続けており、業種や地域では依然としてばらつきがあり、また、雇用や個人消費は、なお厳しい状況を脱していない。このような中、今後の財政運営については、公需から民需へとバトンタッチを円滑に行い、景気を本格的な回復軌道に乗せるよう引き続き全力を挙げつつ、我が国経済の動向などを注意深く見ながら適切に対応するとともに、財政の効率化、質的

改善に取り組むこととする」としております。

地方財政におきましては、地方税収入、地方交付税の原資となる国税収入の低迷等により、引き続き大幅な財源不足が生じるとともに、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等により、借入金残高が急増しており、その返還が将来の大きな負担となるなど極めて厳しい状況にあります。

一方、平成13年度の本市の当初予算を見ると、福祉や教育の充実、環境対策、商工業や水産農林業の振興など多くの課題に取り組む中で、市税収入の伸びが見込めない上、公債費が大きく伸びているため、減債基金の取り崩しにより辛うじて収支のバランスが図られている状況にあります。

今後、本市において、地方分権の進展とともに、地域における行政を自主的、総合的に担っていくことが、ますます求められていく中で、少子・高齢対策、環境対策、生活関連の資本整備などにも一層積極的に取り組んでいく必要があり、現在の財政状況を見据えながら、行財政の改革に積極的に取り組んでいくことが重要な課題であると考えております。

以上の状況を踏まえ、何点かお尋ねをいたします。

まず、自主財源の市税の確保対策についてであります。市税につきましては、長引く景気低迷の中で、その確保が難しい状況にあることは理解をしておりますが、本市の財政状況を見るとき、円滑な財政運営を進めるためには、市税の確保は欠かせないものと考えます。

そこで、その対策として、平成13年度は、どのような体制や新しい対策を考えておられるのか。例えば県下では、大村市幹部職員が徴税吏員に同行して、滞納者宅を訪問していると聞き及んでおります。このような市を挙げての取り組みなど、具体的な対策について考えをお示しください。

また、使用料・手数料につきましては、これまで受益者負担の原則として、一定年数の経過後に料金等の全面的な改定がなされておりましたが、昨今は、その見直しがなされておられません。使用料・手数料は、特定の者が利益を受ける行政サービスの対価であるので、負担の公平性と自主財源の確保を図るために、適時適切な改定を行っていくことが重要と考えますが、現在、改定について

どのように考え、また、徴収にどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

次に、公債費の抑制対策としての縁故債の繰上償還の見通しについてであります。市制100周年を契機とした大型事業の実施に伴い公債費がふえてきておりますが、その対策として、平成8年度において40億円を超える縁故債の繰上償還を実施し、相当の効果を出したと記憶しております。

そこで、公債費のピークである平成15年度から16年度が近づいてきておりますが、再度の繰上償還について、金融機関とこれまで交渉された経緯があるのか、あるとすればその結果は、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、市有地の処分方針の明確化についてであります。

市は、地域の秩序ある整備を進めるため、必要な土地を取得し、学校、公園、道路などの整備を行っているわけですが、事業が終了した後の残地でありますとか、取得後に事業計画が中止になるなど、かなりの時間が経過している土地もあると思われま。

私は、一定の公有地の保有は、地域の秩序ある整備にとって不可欠なものであるとの認識を持っておりますが、一方、本市の財政は年々悪化しており、ぜひ市民の大切な財産である市有地の有効活用を図るべきであると考えております。それには、処分方針を明確にした上で、不必要な土地は可能な限り売却するなどの措置は当然、必要なことであり、競争入札等により処分可能な用地については、議会にも報告すべきであると考えますが、その方針についてお尋ねをいたします。

それでは、次に、市町村合併を含めた今後の広域行政のあり方についてお尋ねをいたします。

平成12年4月から地方分権一括法が施行され、既に自己責任・自己決定という基本原則のもと、市町村においては、地方分権の実行段階に至っておりますが、国は、昨年の暮れに、閣議決定した行政改革大綱において、市町村の自主性と自立性を高めるという観点から、今後とも、一層の地方分権の推進を図ることを重要課題の一つとしております。そのため、地方分権の受け皿となる地方公共団体の体制整備のあり方として、与党行政改革推進協議会における合併後の地方自治体数は1,000を目標としているという方針を踏まえ、市町

村合併を積極的に推進するとしております。

一方、国、地方とも大変厳しい財政状況になっており、平成13年度の政府予算案では、国と地方を合わせた長期債務残高は平成13年度末に666兆円で、その内数となる地方自治体の借り入れ残高も188兆円という巨額になる見通しと発表されております。このような厳しさを増す財政状況から、国においても地方財政対策を含む財政構造改革に着手するための準備段階に入ってきたのではないかと考えられるところであります。特に、民間にあっては、国際競争力の強化や不況乗り切りのために徹底した経営の合理化を行っております。

一方、現在の地方自治体のあり方については、市民から厳しい見方もあっていることから、納税者である住民の理解を得るための効率的な執行体制を確保する必要があると考えております。また、介護保険の運営やごみ処理施設の整備などの広域的な行政課題に対する適切な対応への期待が高まってきている時期であると考えております。

このようなことから、市町村合併についても関心が高まってきていると考えますが、最近の報道によれば、本年1月には、本市と同じ中核都市であります新潟市が隣接する黒崎町との合併を行っており、また、県内におきましても、対馬地域の6町による法定の合併協議会の設置と諫早市を中心とした県央地域1市5町による任意の合併協議会設置の動きがあるなど、市町村合併の流れに加速がついてきたような最近の状況であると認識をいたしております。

本市を取り巻く状況は、施政方針にあるとおり、現在の枠組みである長崎地域広域圏の西彼10町と研究会を設けて協議を重ねているところでありますが、県都である長崎市は、今後、この市町村合併の問題をどのように受けとめ、県南地域の中核都市としての役割を果たそうとしているのか、このような観点から、次の諸点について市長の見解をお尋ねいたします。

まず、第1点目は、市町村合併は、市町村の自主的な判断で行うという市町村合併特例法の趣旨からも、本市を含め関係する自治体においては、住民への情報提供が最も重要であると考えますが、現状をお示しいただくとともに、今後、あくまでも現広域圏を構成する1市10町の枠組みの中で協

議をしていくことになるのか、お尋ねをいたします。

第2点目は、現在、各自治体における住民負担水準、行政サービス水準、財政状況などに格差がある以上、この調整をどのように図っていくのが極めて重要なことと思いますが、特に関係する自治体の財政面における影響は、どのように想定されているのか、お尋ねをいたします。

次に、行政課題への取り組みと職員の自己革新についてお尋ねをいたします。

地方分権を迎えた今日、地域の実情に応じた行政を積極的に展開するためには、事務事業に対する企画、立案、調整、実施などを一貫して進めていくことはもちろんのこと、多様化する市民のニーズに即応し、豊かさやゆとりを実感できる地域社会の実現に向け、今後、行政の果たすべき役割はますます重要になっているため、本市の職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組むことにより、時代の変化に対応した人材の育成を積極的に推進していくことが重要になってきております。

このような状況の中にあって、長崎県を例にして申し上げますと、先般、長崎県長期総合計画、この計画は2001年から2010年の間の計画になっておりますが、テーマは「豊かな地域力を活かし、自立・共生する長崎県づくり」とし、今後の県政運営の基本的な考え方や主要な施策・事業等について、わかりやすく明記されており、あわせて効率的、効果的な行財政運営の推進に向け、成果重視主義を基調とする新しい共生システムの構築を掲げ、必要な施策を推進するために組織の横断性、機動性を高め、政策立案、総合調整機能の強化を図るとともに、特に、このための職員の意識改革に努めることを明記しております。

振り返って、長崎市はどうでしょうか。本市においても、一昨年から見直し作業を進めてきた前期基本計画の策定を見ました。あわせて行政改革や広域行政、環境基本計画などが打ち出されておりますが、これら将来の長崎のまちづくりの基本となるべき数々の計画や指針などをさらに具体化させ、移行・実施させ、そのことをつかさどっているのは、取りも直さず長崎市の職員であります。

そこで、職員の能力や意欲を引き出すために、いろいろな手法が現在、取り入れられております

が、能力等を備えた職員に育て上げるという観点から、次の点についてお伺いをいたします。

1点目は、特に、将来を担う若手職員の育成策についてであります。厳しい競争倍率を勝ち抜き、毎年、優秀な職員が採用されております。特に、最近では学卒者がふえ、恐らく行政職での学卒者の占める割合は、全体の半数を超えているのではないかと思います。今日、私は、職員採用の手法や内容等についてお尋ねをするつもりはありません。問題は、市役所に入った職員が配属された職場にもよりますが、本来、持ち合わせていた能力を十分に発揮できないような環境に立ち至っているということを仄聞いたしているからであります。将来の市政を担う職員が実力を発揮できる、また、発揮させるような職場環境づくりが必要だと思っておりますが、この点、職場の活性化と職員の育成をどのように進めようとされているのか、お尋ねをいたします。

2点目に、市政を担う個々の職員一人ひとりの能力・資質の向上と活用についてであります。市長は、施政方針で、主要施策の推進のためにという項目の中で、「職員の中から技術士や一級土木施工管理技師等の資格取得者を輩出しておりますが、本年度も引き続き積極的に職員研修に取り組むことといたしたい。また、行政改革を推進する中で、今後も幅広い人材の確保に努めたい」と表明をされております。

そこで、質問であります。いろいろな行政課題への取り組みが求められている現状の中で、職員をいかに活用し、あわせて職員の意識の改革をいかに進めていくかということでもあります。先ほど長崎県の総合計画について述べましたが、県は、若手職員を積極的にプラン作成に参画させ、今後の進行管理についても、一定、直接、職員がかかわっていくというプロセスを予定し、職員の業務参画が積極的に進められ、仕事を通じて職員の意識改革を行っております。

市長、将来の長崎市を展望するには、職員の自己研さん意欲や市政への参画意識を高めていくことが必要であります。そのためには、資格を取得した職員を初めとして、有能な職員をいかに活用していくかにかかっております。現状では、いろいろな事務事業の分野において、その分野を専門としている外部の機関等に調査等を委託し、その

成果に頼るといふ外部への依存意識が蔓延しているのではと思うのは私一人ではないと思います。職員の自己改革は、まず、回りから環境を整え、その整える環境を設定するのが市長を初めとした管理者の務めであると思いますが、今後の取り組み方についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、市民病院の今後の見通しについてお尋ねいたします。

現在、本市には、長崎市立市民病院、長崎市立病院成人病センターの2つの病院があります。市民への医療サービスとして、日常的な医療はもとより高度医療、特殊医療、さらには救急医療などを担当されておられ、公立病院として一定の評価をしているところであります。しかしながら、経営面におきましては、長期にわたり多額の赤字経営が続いており、平成11年度病院事業会計決算の累積欠損金は、市民病院で約79億円、成人病センターでは約13億円、両病院合わせると約92億円となっており、抜本的な経営改善が認められないことなどから、昨年12月の市議会定例会においては、平成11年度病院事業会計決算の不認定という極めて異例の判断が下されております。

既に、平成12年3月には、新市立病院のあり方を審議することを目的として設立されました新市立病院建設特別委員会の委員長報告においても、「当面は、現市立病院の経営改善が最重要課題であること等から、現時点での市立病院の建設は認められない」との結論が出され、また、将来の市立病院の方向性については、「現在の総合病院的性格のものではなく、一般の医療機関では担うことが困難な周産期センター及び救命救急センター等の高度・特殊機能を有する急性期医療を中心とした病院の建設を目指すべきであり、あわせて公設民営など民間活力を生かした展開も視野に入れながら、市立病院基本計画の抜本的見直し」を要請されております。

一方、本年度、行政において、平成10年3月の市立病院基本計画策定から2年余りが経過し、その間、医療を取り巻く環境に変化が生じてきたことから、基本計画における機能や規模等について、再度、検証を行う必要があるとの考えに立ち、これからの新市立病院のあり方、特に、機能・規模、事業運営や建設場所などについて、広く市民の意見を聞くという趣旨で新市立病院建設検討懇話会

を設置し、調査、審議がなされており、今年度末には、その報告書が市長に提出されると聞いておりますが、先般の新聞報道等によると、新市立病院が果たすべき役割として、救急医療、災害拠点病院、地域医療支援病院の3つの機能を中心に、病床規模としては、一般急性期病床のほか、救命救急センター、周産期センター、結核病床、感染症病床及び回復期リハビリテーション病棟を有するおおむね450床程度が必要との意見集約がなされたと聞き及んでおります。このようなことは、将来の市立病院の方向性について、相当開きのある2つの意見が出されたものと認識をしております。

そこで、市長としては、これらの特別委員会と検討懇話会の報告書を踏まえて、今後、どのように対処していかれるおつもりなのか、お尋ねをいたします。

また、新市立病院の建設場所や建設の時期について、いつごろ表明される考えであるのか、現在の市立病院は、現敷地内でいつまで運営することになるのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、母子保健対策についてお尋ねをいたします。

21世紀の少子社会に対応し、社会全体での子育て支援対策を総合的、計画的に推進するため、国においては、エンゼルプランが策定され、このエンゼルプランの施策の具体化の一環として、緊急保育対策等5か年事業があわせて策定されたところであります。この中においては、母子保健医療体制の充実が掲げられ、安心して子どもを産み育てられるような小児医療施設や周産期医療施設の充実を図るという整備目標が盛り込まれております。その後、平成11年12月、従来のエンゼルプラン、緊急保育対策等5か年事業を見直し、重点的に推進すべき少子化対策の具体化実施計画、いわゆる新エンゼルプランが策定されたところであります。

平成16年度を目標達成年度とする新エンゼルプランにおいても、母子保健医療体制の整備は大きな柱の一つとして掲げられ、その中においても、安心して妊娠、出産、育児ができるよう、総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークの整備が図られることが盛り込まれております。

さらに、本年1月に開催された全国厚生労働関係部局長会議においても、この新エンゼルプランの目標達成年度である平成16年度までに、原則として各県に1カ所の総合周産期母子医療センターを整備し、これを中心とした地域周産期母子医療センター及び一般の産科との母体及び新生児の搬送体制を初めとする連携体制の整備を図られたいとの指導がっております。

そこで、お尋ねをいたしますが、この各県1カ所の総合周産期母子医療センターを本市に整備するよう県に働きかける考えがあるのか、お尋ねをいたします。

次に、ごみ袋の利用について、自治会との関係についてお尋ねをいたします。

ごみ袋の市民への無料配布につきましては、昭和46年4月からほぼ全市的に本格実施され、約30年を経過し、現在、市民に定着していることは言うまでもないところであります。しかしながら、無料配布とはいえ、市が直接、市民の方々に配布するのではなく、自治会を通じて、日々、自治会の役員の方々がご苦労され、1戸1戸に確実にお配りいただいていることが現状であることは市長もご承知のとおりであります。

ごみ袋の配布、ごみステーションに出されているごみの分別、ごみステーションでのごみの散乱防止等、自治会の役員や減量等推進員の方々が果たしている役割は非常に大きいものがあると思います。市環境部の努力を否定するものではありませんが、清掃環境活動に熱心な自治会による効果というのも忘れてはならないものと私は思っております。これまで、ごみ袋の配布により、約30年間にわたり自治会と環境行政との協力関係が築かれてきているところであります。現行のごみ袋制度を見直し、新たなごみ袋制度の中で、このような協力関係を今後も維持していくということは非常に重要であり、自治会配布をなくすことになると、自治会による指導・啓発に対する住民の協力が得られにくいのではないかと思います。

したがって、行政と自治会との関係を密にしておくためにも、自治会でのごみ袋の販売を可能にするべきだと考えますが、この点について市長の見解をお尋ねいたします。

次に、中心市街地の活性化についてお尋ねをいたします。

近年、本市の中心市街地は、多くの魅力を有しているにもかかわらず、都市の拡大・外延化に伴う人口の空洞化や産業の低迷などによる大きな商業環境の変化が複合的に進行し、徐々に求心力を失いつつあります。また、消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化など消費者個人のレベルでの変化もますます複雑化しております。

このような状況から、平成11年6月に長崎市中心市街地活性化基本計画を策定され、活性化に向けた各種事業が進められているところでありますが、活性化を推進するためには、公的側面からの対応だけでなく、民間活力をいかに誘導し、また、本市の限られた都市空間をいかに有効に活用するかが必要ではないかと考えます。

さらに、中心市街地の中でも、浜町は古くから本市の中心商業地として栄え、市民生活における「ハレ」の空間として大きな役割を果たしてきた地区であります。商店街組織としても、仄聞いたしますところ、近く設立100周年を迎えようとする全国でも有数の歴史と伝統を持つ商店街であります。しかしながら、浜町地区では、このところ店舗等の閉店が相次いでいるような状況であり、活性化は急務となっております。特に、先般の新聞報道等によりますと、中央橋交差点に面したしにせの衣料品店やアーケード街中心のレストランが廃業するということであり、九州でも指折りの商店街である浜町が今、まさに危機的状況にあると言わざるを得ません。

中心市街地の中でも浜町を活性化し、目抜きの商店街として再生させるためには、既存の商業施設の充実はもとより、現在の社会的変化に対応した施設の配置や店舗の誘導を図る必要があることは当然であります。その受け皿となる建築物の整備が大きな課題となっているのではないかと私は考えております。そして、地区にふさわしい建築物の整備が可能となる条件整備を都市計画が果たすべきではないかと考えるものであります。

浜町は、本市の中でも最も土地の価格が高い地域であり、民間の事業者が進出を考える際の障害となっていることから、高い地価に見合った土地の再利用を誘導することが現実の問題として求められております。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、浜町地区の土地利用の現状がどのようになっているのか、

そして、土地の有効活用や高度利用を推進するための誘導策として、容積率等の都市計画の法規制を緩和し、民間活力の進出を後押しするような考え方はないのか、お尋ねをいたします。

次に、観光振興についてお尋ねをいたします。

長崎は、開港以来、「歴史の本棚」と言われるほど多様な歴史があるまちであり、出島、南山手・東山手、浦上、丸山など、市内のあちこちに歴史をうかがわせるものがあります。中でも、崇福寺から寺町通りの地域には、国宝を有する崇福寺を初めとする数多くの寺院があり、また、高島秋帆などの著名な方々の墓も点在しております。このような豊富な観光資源に恵まれた寺町通りの整備を行い、もっと宣伝すべきではないかと思えます。

そこで、まず案内板の整備についてお尋ねをいたします。眼鏡橋などを見学された方々が寺町地域へ足を運ばれる姿も見受けられますが、徒歩の方も、車で来られる方に対しても、誘導案内が十分ではないと思われれます。案内板の整備は急務であると思えますが、どのように考えておられるのか。

次に、駐車場についてであります。用地の確保など、いろいろ問題があるとは思いますが、用地については、例えば保育所の統廃合により中央保育所の用地を活用するか、青空市場などを活用するなど考えられますが、市長の見解をお尋ねいたします。

次に、フィルムコミッションの設立についてお尋ねをいたします。

本市観光を取り巻く状況が厳しい中で、昨年、本市においてロケが行われました映画「長崎ぶらぶら節」は、全国放映において、観客動員数120万人のヒットとなり、この映画の原作である第122回直木賞を受賞したなかにし礼氏の同名小説も約30万部のベストセラーとなったと聞いております。また、このような大ヒットを背景に、この3月には映画のビデオ化、4月には全国放映のテレビのドラマ化、さらに11月には帝国劇場において舞台上演が決定しております。このように、今回の「長崎ぶらぶら節」の映画、ビデオ、テレビ等による本市の知名度、観光都市としてのイメージ及び宣伝効果は相当なものがあると思えます。

そこで、市長に提案をいたします。映画やテレビ番組のロケーション撮影を地元で誘致し、ロケ

活動がスムーズに進行できるよう支援する機関としてフィルムコミッションがあり、全国的には昨年2月に大阪商工会議所に日本初のフィルムコミッションが設立されました。その他の都市においても、順次、創設される状況となっております。映画上映やテレビ放映を通じて紹介されることにより都市の知名度アップが図られ、映画の場面等に登場したシーンが新たな観光名所となるなど、本市の観光客の増加策として期待できると思えますが、フィルムコミッションの設立について、市長の見解をお尋ねをいたします。

次に、コミュニティバス「らんらん」の運行計画と今後の対応についてお尋ねをいたします。

この「らんらん」は、観光客や市民の利便性の向上と都心部の活性化を図るため、日蘭交流400周年記念事業にあわせ、南山手、出島、長崎駅、原爆資料館、浜町などを連絡する観光機能強化型のコミュニティバスとして、平成12年2月1日から運行を開始されております。しかしながら、運行開始して約1年1カ月になりますが、このルートが路面電車や路線バスと重なることもあり、また、運行間隔が30分で待ち時間が長いということもあって、私がいつ見てもががらの状態で運行されており、長崎市が多額の補助金を出してまで運行する必要があるのか、疑問を感じているところであります。

このコミュニティバス「らんらん」については、平成11年9月議会の建設水道委員会において、日蘭交流400周年記念事業が終わる平成13年3月を第一段階として、その時点での利用状況を見極めた上で、具体的な検討を行い、継続すべきかどうか検討することになっておりましたが、日蘭交流400周年記念事業が終了する今年4月以降も赤字が予想されるコミュニティバス「らんらん」の運行をそのまま継続するのか、また、継続するとするならば、どのような運行ルートを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、駐車場問題についてお尋ねをいたします。

松山町駐車場については、建設に際しまして、NTT株売却益による無利子貸付事業を活用し、財団法人長崎市都市整備公社が管理運営を行い、駐車場収益により償還をしていくということでありましたが、平成12年度においては4,100万円、本議会において審議する平成13年度当初予算におい

では8,700万円の運営費補助金が計上されており、収支計画に当初の見込みとかなりの差が見受けられます。確かに、この駐車場は、市営駐車場とはその位置づけが異なっておりますが、市営駐車場と同様、収支の改善に鋭意努力していただかなければならないと思います。

そこで、収支の改善について、例えば平和公園と浦上川を挟んで歩道橋を設置する計画があると聞き及んでおりますが、これは、その地域の活性化だけではなく、平和公園の利便性の向上につながり、また、近くの商店街との連携が密になるなどの効果により、松山町駐車場の収益の増につながると考えられるものであります。

このようなことを踏まえ、収支の改善に対する考え方をお尋ねいたしたい。

次に、アーバン2001計画についてお尋ねいたします。

まず、浦上川線についてであります。浦上川線の尾上町から元船町までの南々伸区間については、将来、増加が予想される交通需要に対処し、都心部の交通機能の推進を図り、アーバン2001計画及び長崎駅周辺の開発等に寄与するため、平成11年度に都市計画決定を行い、整備が進められていると聞き及んでおります。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、市長が浦上川線南々伸のルートを変更し、大幅に変更を行いたいとの情報を耳にしておりますが、それは事実なのか、お尋ねをいたします。

次に、長崎駅周辺の再整備についてお尋ねいたします。

長崎駅周辺は、新幹線計画や鉄道の高架化とあわせ、鉄道用地などを高度利用するなどの再開発の計画がなされております。アーバン計画では、昨年、元船地区の夢彩都や出島地区の長崎出島ワープなどの完成により一定の整備が進み、今後は、整備の中心が長崎駅周辺地区へと移っていくこととなります。

私も、長崎駅周辺地区の再整備検討委員会の委員として構想づくりにかかわってまいりましたが、今後の整備には大いに期待をしているところであります。

さて、当地区の整備については、鉄道の高架化に伴う広大な駅裏の土地利用が課題であると思っております。私は、茂里町の三菱機工跡地を市が買収し、

ブリックホールを建設し、まちづくりをリードしたように、当地区においても、市が土地を買収し、公共施設などを建設し、事業の推進を図るべきと考えております。

そこで、お尋ねいたしますが、まず、長崎駅裏には膨大な国鉄清算事業団用地があると認識をいたしております。この土地のその後の経過についてお聞かせをいただきたい。

次に、今後、長崎駅周辺の整備を進める上で、土地の公有化を図り、公共施設の誘導などを行うことにより、整備を強くリードするような考え方はないのか、市長のお考え方をお尋ねいたします。

また、同地区歩道におきます「屋台村」の問題につきましても、自民クラブ政策要求の際にお尋ねをいたしました。その後、進捗があればお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、教育行政についてお尋ねをいたします。

まず、勝山小学校跡地問題についてであります。勝山小学校跡地から、慶長14年に建設された教会のものと思われる地下室、石畳、井戸の遺構、また、その後の代官屋敷のものと思われる礎石、溝などの遺構や数多くの陶器破片など重要な文化財が発掘され、先日は、文化庁から調査官が視察に見えたとの報道もなされております。

そこで、お尋ねをいたしますが、文化庁からの視察の結果、遺跡の価値について、どのように評価をなされたのか、また、遺跡の保存について、何か具体的な指導があったのか。あったとしたら、市はその指導にどのように対応する考えなのか、お聞かせをいただきたい。

今後の発掘により桜町小学校の建設に支障を来すのではないかと考えますが、どのように取り扱われるのか、その方針が決まっていればお示しをいただきたい。

文化財を残しながら、旧勝山小学校跡地に桜町小学校を建設することも可能と考えますが、どのように考えておられるのか。

このような状況であるため、3校統廃合の決定を変更し、別の場所、例えば新興善小学校に新校舎を建設する考え方はないのか、お尋ねをいたします。

次に、教職員の適正配置についてであります。混沌とした社会状況や教育改革の転換時期に当たり、学校現場の先生方においては、何かとご心労

が多いことと存じます。先生方の中に、日ごろから子どもの教育に情熱を傾け、熱心に取り組んでおられる方も多いようです。しかし反面、病気で休みがちな先生や休職中の先生、また、指導力不足の先生など問題を抱えた教職員がいることも伺っております。

特に、中学校にこのような教職員がいる場合、一定の教科の授業が遅れたり、生徒が理解できなかったりするわけです。生徒は、よくわかる楽しい授業を望んでいます。しかし、それができなくなると、生徒は、先生を信頼しなくなり、結果、学校が荒れることにつながりかねません。特に、管理職である校長先生や教頭先生が病気がちであったり、長く休んだりすれば、学校全体の教育活動が停滞してまいります。長崎市でも病気がちな教職員が数名いると聞いております。病気の人に無理にでも出勤して仕事をしてくれとは言いませんが、病気がちの先生や病気で長期の休みを取っている教職員がいる学校では、正常な教育活動の展開は困難であり、一部、教員への負担が懸念されます。

教職員の配置については、県教育委員会の責任において行われていることも先般承知をいたしております。県においても、いわゆる不適格な教職員について、その対応に着手していることも存じております。保護者や地域は、子どもたちへの影響を危惧し、早急な対応を望んでおります。

そこで、次の2点についてお尋ねをいたします。

1つは、長崎市教育委員会において、指導力の不足している教員や病気で長期の休みを取っている先生などの現状はどうなっているのか。

2つ目は、長崎市教育委員会として、どのような具体策を講じているのか、また、講じようとしているのか、文部省や県の考え方を踏まえ、答弁を願いたいと思います。

特に、物言わぬ子どもの立場に立って質問をいたしましたので、的確なご答弁を要求いたします。

最後の問題となりますが、水道行政、水資源確保と環境整備についてお尋ねをいたします。

現在、純心大学への登り口に、金属資材置き場の移転計画が進められておりますが、この位置は、浦上水源地の上流に位置しており、水質汚染が懸念されているわけでありです。

そこで、お尋ねをいたします。水道局としては、

この状態をどのように処理されておられるのか。

また、現状では、金属資材が無秩序に放置され、一見、廃棄物置き場のようになっている場所もあります。これまで市は、どのような指導を行ってきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、本壇からの質問を終わりたいと思います。時間があれば自席から再質問をさせていただきます。

ありがとうございました。＝(降壇)＝
議長(野口源次郎君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 皆様、おはようございます。

自民クラブ、深堀義昭議員の代表質問にお答えをいたしたいと思います。

まず第1点は、行財政改革の推進に伴います自主財源の市税の確保対策についてでございます。本市の財政状況は、歳入におきましては、自主財源の根幹をなす市税の収入が、長引く景気低迷を反映し、大幅な伸びが期待できない上、地方交付税の今後の見通しも不透明であります。また、歳入におきましては、近年の大型都市基盤や生活関連基盤の整備、経済対策への取り組みなどに伴い、義務的経費の中でも特に公債費は確実に増加をしており、財政構造の弾力化を示す各種財政指標は悪化傾向にあります。

このような厳しい財政状況が続く中、自主財源の確保は、基本計画や現在策定中の財政構造改革プランの中でも最重要課題として位置づけており、特に、市税の確保が第一であると考えております。

そこで現在、市税の確保に向けた具体的な取り組みといたしましては、一つ、各係ごと、職員ごとの数値目標の設定、一つ、夜間や日曜も含めた臨戸訪問や電話による直接納税折衝の強化、一つ、差し押さえなど時機を得た的確な滞納処分などにより収入率の向上を図っており、さらに、既存の市税の課税客体を的確に把握するため、各種調査に力を入れているところでございます。

また、平成11年度に設置いたしました長崎市未収金対策協議会におきましても、全庁的な取り組みといたしまして、一つ、臨戸訪問強化月間や徴収目標の設定、一つ、職員の意識高揚、徴収に係る知識習得のための研修会の開催、一つ、徴収マニュアル等の作成など実効ある対策を講じているところであります。

平成13年度におきましても、従来の基本的な取り組みを強化しながら、未収金の圧縮に努力していく所存でございますが、新たな方策といたしまして、4月1日から未収金対策担当の主幹を1名配置することにいたしました。同時に、徴収困難な事例に対処するため、税務や警察のOBなどを配置する予定にしております。

現在、課長級で構成されております長崎市未収金対策協議会につきましても、その強化を図り、関係各部の連絡調整を徹底することで未収金対策を推進してまいります。

また、深堀議員ご指摘の市幹部職員による臨戸訪問につきましてもございますが、特に、市民に対する納付意識の啓発や職員の意識高揚には一定の効果が期待できるものと思われまますので、実施に向けて検討してまいります。

未収金徴収の基本は、やはり直接折衝と滞納処分などの早期着手による早期解決にあるということ踏まえながら、高額滞納者に対する一斉差し押さえも考慮に入れて、市税を中心とする未収金対策の一層の強化を図ってまいり所存でございます。

使用料・手数料につきましては、住民負担の公平性の確保や適正な受益者負担を原則として、その額を定めておりますが、施設等の利用者にご負担をお願いするに当たっては、まず、市として、最小の経費で最大の効果を上げられるよう最大限の努力を行っているところでございます。

その上で、これらの料金等を長く据え置くことは、財政硬直化の一因ともなり、改定の際に引き上げ幅が大きくなるという問題も生じることから、これまで収支見込みを立てながら、物価の変動、類似都市あるいは民間施設との均衡、公共性などを総合的に勘案の上、おおむね4年から5年ごとを目途にその改定を行ってまいりました。

平成4年度の全面改定から5年を経過した平成9年度においても、同様の観点から全面的な見直しを行いましたが、平成8年度に消費税率の改定に伴う一部見直しを行ったこと、この間の物価の上昇幅が小さいこと、施設の維持管理費の削減にも努力していることなどから、もみじ谷葬斎場やラグビー・サッカー場の改修、総合運動公園陸上競技場、長崎ブリックホールの完成などに伴う一部の料金改定を行ったところでございます。

さらに、本年度も使用料・手数料の全面見直しを行いました。平成4年度から通算しても、物価の上昇がほとんど見られないこと、外部委託の推進や経費の節減合理化対策により施設の収支が好転していること、また、施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るなど利用者の増加対策に積極的に取り組むことにより、収入の増加を図ることとしていることなどから、今回の改定は見送ったところでございます。

しかしながら、深堀議員ご指摘のとおり、使用料・手数料は、自主財源が乏しい本市におきましては、貴重な収入であり、負担の公平性の観点からも適時適切に見直していくことは、大変重要であると考えております。

現在策定中の財政構造改革プランにおきましても、歳入の確保対策の柱の一つと考えており、この計画期間中においては、毎年度、見直しの考え方の原則にのっとり適切に対処してまいりたいと考えております。

また、その徴収の徹底につきましても、市税と同様の考え方で、全庁一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

次に、縁故債の繰上償還の見直しについてお答えをいたしたいと思います。

本市の市債の残高は、平成11年度末の一般会計で約2,148億円に上り、それに伴う公債費も年々増加をし、本市の財政圧迫の大きな要因の一つとなっております。これは議員もご指摘のとおり、市制100周年を迎えた平成元年度より、大型施設の整備に積極的に取り組んできたことが主な要因となっており、公債費は平成15年から16年ごろをピークとして、今後、数年は増加を続ける見込みであります。

このような状況の中で、市といたしましては、低金利化の経済情勢を踏まえた公債費抑制対策といたしまして、平成8年度において、ご指摘のように約43億円の縁故債の繰上償還を行いました。このことにより、本市にとりましては5億円を超える公債利子の軽減とともに、公債費比率や起債制限比率の規制など多くの効果が見られたところであります。

ご質問の再度の縁故債の繰上償還につきましてでございますが、その後の本市の財政状況や起債制限比率の推移を見ながら、適時、金融機関との

交渉を行ってまいりましたが、平成15年から16年ごろに起債制限比率が警戒ラインであります15%に極めて近づくことが見込まれることから、金融機関の理解を得ながら、現在、平成13年度の実施に向けて最終的な詰めを行っているところであり、今後、その結果を改めてご報告させていただきたいと思っております。

なお、政府系資金の繰上償還につきましては、政府資金は、国の資金調達の仕事の問題から、これまで認められておりませんが、公営企業金融公庫資金は、地方からの切実な要望を踏まえ、平成12年度において、財政状況が悪い地方公共団体に限り、一部低利のものへの借りかえが認められ、本市も約7億6,000万円の借りかえを行いました。

このような状況も踏まえ、今後も議会の皆様のご協力も得ながら、さらなる条件の緩和を国に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、市有地の処分方針の問題でございますが、事業用地で公共目的がないと判断したもの、また、事業用として取得したものの、事業の見直し等によって不用となった土地の取り扱いについては、土地取得等に係る検討課長会議に諮り、そのうち特に重要なものについては、長崎市財産取得等委員会の審議を経て処分することとしております。

なお、これまで随意契約により売り払いを行ってまいりましたが、本年1月に市有地の売り払いに関する基準を定め、売り払い手続きの透明性、公平性並びに競争性の確保を図るとともに、一般競争入札実施要綱を定め、一般競争入札により売り払う際の事務手続きを明確化したところでございます。

なお、この要綱により、先月、第1回目の入札を実施いたしましたところ、落札され売買契約を締結したところであります。

議員ご指摘の処分可能な市有地につきましては、一定、整理をした上で、お示しをいたしたいと考えております。

次に、市町村合併につきましてお答えをいたします。

市町村合併につきましては、政府においても、地方分権の推進と絡めて最重要課題としており、平成13年度政府予算案においても、さまざまな追加の合併支援策を盛り込むこととしていただいております。

市町村合併は、現在の市町村の枠組みを大きく変えていくこととなるわけでありましたが、次のような観点から、避けては通れない問題であると考えているところであります。

その背景の1点目でありますが、申すまでもなく地方分権の進展であります。つまり、国、県からの権限委譲が進んでいくと、住民にとって一番身近な市町村の主体性が注目されることとなり、市町村はみずからの判断で政策を決定し、それによって生じる結果についても、みずから責任を持たなければならないということでもあります。このため、基礎的な自治体としての自立性を高めるとともに、行財政基盤を充実強化しなければ、少子・高齢社会にふさわしい地域社会の創造は困難な時代を迎えたということでもあります。

第2点目でありますが、市町村行政の広域化に対するニーズの拡大であります。住民にとっては、既存の行政区域を越えて通勤、通学、買い物など日常生活の場が広がってきており、それに伴って広域的な見地から、道路交通網の整備や下水道の延長など広域的な連携のもと、行政サービスの拡充を図っていく必要があります。特に、介護保険制度の運営や廃棄物処理施設の整備などにつきましては、自治体単位で実施することは、今後、極めて困難であると考えられることから、従来にも増して広域的な連携が求められているということでもあります。

3点目でありますが、国、地方の厳しい財政状況への対応を図っていくことでもあります。地方公共団体の長期債務残高は、平成13年度末には188兆円にもなるということであり、今後、医療・福祉対策等で財政需要が一層高まると見込まれている中で、こうした厳しい財政状況を踏まえるならば、市町村は、みずから簡素で効率的な行政体制を確立する必要があるということでもあります。

4点目でありますが、納税者としての住民意識に配慮するということでもあります。すなわち民間部門におきましては、国際的な競争や今の消費不況を乗り切るために、徹底した経費の合理化を余儀なくされている中、現在の行政の運営の仕組みに対して厳しい視線が注がれていることを考慮し、簡素で効率的な行政体制の確保は、住民から行政に対する理解を得るためにも、欠かすことのできない課題であるということでもあります。

以上の4点に絞って申し上げましたが、このような観点から、市町村合併はこの数年間、全国的な話題として取り上げられるものと考えられます。

そこで、ご質問の第1点である住民への情報の提供についてであります。現在、長崎市と西彼杵郡の10町で構成いたします長崎地域広域市町村圏協議会におきましては、先ほど申し上げましたような地方分権の進展あるいは行政サービスを維持し、充実させていくためには、もはや市町村合併は避けては通れないとの共通の認識に立ち、平成12年度は、この協議会の内部におきまして、今後の広域行政のあり方について研究が進められてきたところであります。

この結果を踏まえまして、今後は、本市を含む1市10町において、合併問題に関する情報を広報紙などを通じて提供していくとともに、住民アンケートについても関係する自治体間で共同で作成をし、それぞれの地域住民に対し実施していくことも予定されているところであります。このように、合併問題に関しましては、現行の枠組みの中で、まずは議論を深めてまいりたいと考えております。

また、この合併の問題は、関係する自治体の住民にとっては種々の影響が生じてくることから、行政主導で一方的に進めるものではなく、あくまでも地域住民の自由な議論を踏まえ、それぞれの自治体が自主的に判断し、進めていくべきものであると考えております。

次に、合併によって、関係する自治体の住民負担水準、行政サービス水準や財政状況に格差が現にある中で、特に、関係自治体の財政にどのような影響があるのかという点についてお答えをいたしたいと思います。

国におきましては、円滑な合併を推進する立場から、平成11年7月の地方分権一括法の中で、市町村合併特例法を改正し、財政支援のための特例措置を大幅に強化をしております。

具体的に申し上げますと、普通交付税については、合併前の区域で算定される額の合計額の全額を合併から10年間は保障するという地方交付税の額の算定の特例の拡充や地方債の特例措置としての合併特例債の創設であります。

このように、合併特例債の活用など、合併後の10年間にしましては、特例的な措置としての財

政支援策を受けられることから、この10年間に於いて合併による行財政上の効率化を十分に図り、簡素で効率的な行政体制の充実を目指すことで、新たな都市規模に見合った財政運営が可能となるものと考えられているところであります。

また、自治体間における住民負担水準や行政サービス水準などの格差の調整につきましても、負担と給付の適切なバランスを取ることを前提として、合併協議会の場で調整が図られていくものと考えております。

いずれにいたしましても、市町村合併の問題は、市町村の自主的な判断により決めていくこととなることから、本市を含む現在の広域市町村圏におきましては、地域住民に対する十分な情報の開示と、それに基づいての意思決定がなされるべきものであると考えております。

次に、市民病院の今後の見通しについてお答えをいたしたいと思います。

初めに、市立病院の経営状況が長期にわたり経営赤字を計上したことにより、平成11年度病院事業会計決算におきましては、累積欠損金が両病院で約92億円となり、抜本的な経営の改善が見られないとして、決算の不認定という判断が市議会において下されました。

私といたしましては、この決算の不認定という事態を重く受けとめ、直ちに事務助役を委員長とした市立病院経営健全化対策委員会を設置し、一つ、人件費の圧縮、一つ、管理体制の効率化、一つ、収入増加策の推進強化、一つ、支出抑制策の推進強化、一つ、地方公営企業法の全部適用の5項目を経営健全化の柱とし、また、この計画の進捗状況などの進行管理を行う体制を整備するなど、赤字体質からの脱却を図るための抜本的な経営改善策をまとめたところであります。

今後、病院を挙げて、これら抜本的経営改善策の達成のために、鋭意、努力を行い、赤字を出さない収支均衡のとれた財政運営に努めてまいることといたしておりますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

次に、新市立病院の建設についてでございますが、平成10年3月に市立病院基本計画を策定し、建設計画を推進してまいりましたが、肝心の建設用地が決まらないという状況に加えて、基本計画策定後、2年余りも経過をし、その間、本市を取

り巻く医療環境にも大きな変化を生じたことから、平成12年5月に各界各層からなります新市立病院建設検討懇話会を設置いたしました。その意見報告は、近日中に承ることになっておりますが、深堀議員もご指摘のように、去る2月27日の第4回目の懇話会の開催のことにつきましては、先般、マスコミ報道がなされたとおりでございます。

また、市議会におきましても、平成12年3月に新市立病院建設特別委員会が設置をされまして、先ほど議員がご指摘のように、中田勝郎委員長の方から本会議の冒頭に委員長報告があったとおりでございます。

そこで、今後の方針であります、私といたしましては、まずは議会や市民の皆様の信頼を得るためにも、現市立病院の経営健全化を図ることが最重要課題であり、そのためには、さきに策定をいたしました市立病院経営健全化5カ年計画を確実に実施することで経営体質の改善を図り、収支均衡のとれた財政運営を実現しなければならないと深く認識しているところであります。

あわせて、将来の市立病院の方向性についてでございますが、検討懇話会及び特別委員会の両報告を踏まえながら、市立病院基本計画の抜本的な見直しを行うことが必至であり、そのためには、国、県、民間医療機関との医療機能の役割分担について、再度、整理をすることが不可欠であると考えておりますので、今後、さらに、これらの関係機関と協議を重ね、確固たる市の方針の確立に結びつけてまいりたいと考えているところであります。

なお、建設の時期等につきましてでございますが、これらの課題が一定クリアされた後に、改めて議会ともご相談申し上げながら、計画の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、現段階では、何とぞご理解いただきたいと思います。

次に、母子保健対策についてお答えをいたしたいと思っております。

現在の周産期医療体制においては、未熟児出生の増加に伴い、新生児医療を担う専門施設の整備が急務となっていること、また、周産期医療の中でも、医師の管理下における母子の救急搬送や医療施設相互間の連携など情報の伝達が必ずしも十分でないこと、さらに医療施設の機能に応じた整備が不十分であることなど多くの課題を抱えてお

ります。

このような状況の中、国においては、母親と胎児が危険な状況にある妊産婦や低出生体重児に対して高次の医療機関で適切な対応を行う総合周産期母子医療センターを中核とした地域の周産期医療ネットワークの整備を促進することといたしております。

深堀議員のご指摘のとおり、安心して子どもを産み育てることができるようにするためには、私どもといたしましても、小児に対する医療体制の整備、中でも妊娠、出産から新生児に至る医療を提供する周産期医療体制を整備することは必要かつ不可欠であると認識いたしております。

本県の周産期医療体制につきましては、県北、県央及び県南地域において、それぞれ佐世保市立総合病院、佐世保共済病院、国立長崎中央病院及び長崎大学医学部附属病院、長崎市立市民病院がその中核的機能を果たしているところであります。しかしながら、病床数の問題など、いまだその体制整備が十分とは言えません。

議員ご指摘の総合周産期母子医療センターを含む周産期医療につきましては、本年1月に開催されました全国厚生労働関係部局長会議におきまして、国の新エンゼルプランの目標達成年度である平成16年度までに、原則として各県に1カ所の総合周産期母子医療センターを整備し、また、周産期医療について、地域医療計画の中に盛り込むよう指導がなされているところでございます。

本県の医療計画は、平成13年度に見直しが見込まれる予定でありますが、この中で、県に1カ所の総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークの整備についても議論がなされるものと思っております。

長崎市といたしましては、これらの議論を見守りながら、さらに県とも協議を重ねながら、その対応を考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、ごみ袋の件でございますが、ごみ袋の利用者と自治会との関係についてお答えをいたしたいと思っております。

長崎市におきましては、現在、1世帯に年間100枚のごみ袋を自治会を通じまして無料で配布をいたしておりますが、今回、ごみの減量化と分別の徹底を図るため、ごみ袋の指定及び有料化を計画

しているものであります。計画を作成する段階では、昨年、長崎市廃棄物対策市民懇話会を設置し、さまざまな方々のご意見を伺ったところであります。

家庭用ごみ袋の販売方法につきましても、この懇話会で十分に意見が出されたところであり、自治会での販売を望むご意見ももちろんございましたが、自治会で販売することは、自治会役員の方々の相当なある意味では負担になるというご意見も多数出されております。

家庭用のごみ袋につきましては、市がごみ袋の仕様を指定し、ごみ袋を商品の一つとして自由に販売する方法を考えておりますので、スーパーなどの小売店での販売が主流になると思われますが、自治会や婦人会での販売も可能と考えております。

また、ごみ袋が自治会を経ずに住民の手に渡ることによって、自治会や廃棄物減量等推進員による住民に対するごみ出し指導及び啓発活動に支障が出るのではないかとのご指摘でございますが、今後、ごみ出しマナーに対する指導や啓発につきましては、自治会説明会の中で十分に説明を行わせていただき、ご協力をお願いするとともに、自治会や廃棄物減量等推進員の方々との連携をさらに密にし、協力体制を強化してまいりたいと思っておりますので、よろしくご意見申し上げたいと思っております。

次に、長崎市のコミュニティバス「らんらん」につきましてでございますが、観光客や市民の利便性向上、都心部の活性化、さらには公共交通機関の利用促進による交通混雑の緩和を図るために、日蘭交流400周年記念事業を契機に、南山手と原爆資料館を起終点とし、途中、主要な観光施設や交通施設、中心商店街等を周遊するルートで平成12年2月1日より運行を開始したところであります。

運行開始により、平成13年1月までの利用状況につきましてでございますが、総数で約6万4,000人の方に乗車していただいております。全体を通して見ますと、利用が多いとは言いがたく、その原因でございますが、ルートが路面電車や路線バスと重複している、30分の運行間隔が長い、3段階の料金体系がわかりづらい等が大きな要因ではなかったかと考えられます。確かに議員ご指摘のとおりであります。また、利用者からは、ダイヤの増便、始発便の繰り上げ、路線の延長・新

設、料金の値下げ、定時性の向上などの要望が寄せられているところであります。

そこで、今後の「らんらん」の運行につきましては、都市交通審議会や中心商店街等のご意見を拝聴するとともに、利用者アンケート調査結果を踏まえ、検討を進めてまいったところであります。一つ、日蘭記念事業が平成12年度末で終了すること、一つ、中心商店街が衰退する中、中心市街地の活性化が求められていること等を考慮し、これまでの主に観光機能面を重視したルートから、市民の利便性向上と中心市街地のため商業施設間の交通アクセスを強化し、都心部内における回遊性の向上を図るルートへの転換を図り、より運行目的を明確化し、運行を継続することとしたところであります。

具体的には、浜町、長崎駅、夢彩都、出島ワープを左回りで循環するルートへ変更したいと考えております。また、利用者の利便性の向上を図るため、30分間隔から20分間隔への運行、さらには150円均一での運行の実現へ向け、運行事業者と最終的な調整を進めているところであります。

いずれにいたしましても、中心市街地の活性化、市民の多様化するニーズに対応するとともに、新たなバス輸送サービスの展開を図る必要がありますので、既存のバス事業者で賄えない部分につきましては、一定、行政の関与も必要であると考えているところであります。

次に、アーバン2001計画の浦上川の南々伸計画についてお答えをいたしたいと思います。

ご質問のアーバン2001計画区域内の都市計画道路浦上川線につきましては、国道206号を補完する第2の南北幹線道路として計画され、そのうち梁川橋より以南の旭大橋までを浦上川線南伸計画、旭大橋以南を浦上川線南々伸計画、また、梁川橋から油木・滑石2丁目間を浦上川線北伸計画として、さらに滑石2丁目から時津方面を浦上川線北々伸計画として考えられております。

議員ご指摘の浦上川線南々伸計画につきましては、旭大橋以南の延長約0.8キロメートルが平成11年7月に都市計画決定され、元船町工区として県の街路事業において着手され、平成18年度の完成を目標に鋭意整備が進められているところであります。

このような中で、魚市跡地の土地の有効利用や

港を生かした景観形成の観点で、旭大橋の形態の見直しが県において検討されており、それに伴い、浦上川線南々伸計画の部分的な変更もあわせて検討されているところではありますが、大幅なルートの変更はないものと考えております。

次に、長崎駅裏の国鉄清算事業団の土地の件につきましてお答えをいたしたいと思っております。

この事業団の用地のその後の経過でございますが、昭和62年4月の国鉄分割民営化に伴い、旧国鉄が所有する土地は、JR九州、JR貨物、国鉄清算事業団にそれぞれ所有が移っております。

議員ご指摘の長崎駅の裏側に国鉄清算事業団が所有していた土地は、浦上川に面した位置に面積約1万8,000平方メートルがございましたが、平成元年7月に都市計画決定された県事業である都市計画道路浦上川線、先ほど申し上げました南伸区間の道路事業用地として、県土地開発公社が平成2年に取得をしております。長崎駅裏につきましては、昭和61年3月策定のアーバン構想の中で、交通拠点及びビジネスパークとしての位置づけがなされております。旧国鉄の分割民営化に伴い生まれる国鉄清算事業団用地につきましては、公共が取得して再開発を図ることなども想定できましたが、最終的には、JR九州及びJR貨物の鉄道施設の存続により、浦上川線に沿った、さきにご説明いたしました土地が国鉄清算事業団用地として都市計画道路の事業用地として活用され、現在に至っております。

長崎駅周辺地区の再整備につきましては、九州新幹線長崎ルート建設計画の高まりやJR長崎本線の連続立体交差事業の具体化といった動きを受け、これらの整備とあわせた一体的なまちづくりによる都市の活性化、玄関口としての整備を目的に、平成9年度より、深堀議員にも検討委員としてご協力いただいておりますが、再整備構想づくりに着手してまいりまして、現在、土地区画整理事業の実施に向けた具体的調査を進めているところでございます。この土地区画整理事業による長崎駅周辺地区のまちづくりを長崎市が主体となって推進していくためには、ご指摘のとおり、行政による土地の取得や公共施設の建設は有効な方策の一つでありますので、土地の公有化を含む土地区画整理事業の推進につきましては、市の財政状況や公共施設の将来計画なども勘案をしながら、さ

らには、地元地権者などとの協議も踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

長崎駅周辺の整備につきましては、長期にわたる事業であります。新幹線の整備計画あるいはJR長崎本線の連続立体交差事業との整合を図りながら、早期実現に向けまして、長崎市の発展のために、これは鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解とご協力方をお願い申し上げます。

次に、アーバンの絡みで「元船の遊歩道に賑わいのゾーンとして屋台村の実現を」という自民クラブからの政策要望につきまして、重ねて本壇よりお答えをいたしたいと思っております。

現在、屋台村計画についての諸課題解消を図るため、関係機関等との協議を重ね、その実現に向けて鋭意検討を進めているところであります。協議経過につきましては、元船遊歩道は、市道認定はしていないものの、道路に準ずるものとして管理している以上、道路と見なさざるを得ず、道路上での出店は基本的には認められないとの見解を警察側が示していることから、現在は、本遊歩道に隣接する日通倉庫の搬入搬出用地部分を代替候補地といたしまして検討を進めてまいりまして、その後の長崎県臨海開発局との協議では、港湾管理上は、特段の規制はないという回答を得てまいりまして、今後は、日通側及び地元自治会等の同意が得られれば、事業化に向けまして本格的な検討作業に入る予定でございます。

次に、教育行政の勝山小学校の跡地の問題につきましてお答えをいたしたいと思っております。

今回発掘されました勝山町遺跡につきましては、去る3月1日、文化庁の調査官に現地を見ていただいております。そこでの調査官の見解でございますが、「代官屋敷より古い遺構となると、ほぼ教会遺構と見ていいだろう。国内でこれまで発掘された教会の遺構にはない石畳、地下室がともによく残っており、長崎ならではの歴史がよくわかるいい遺構である。記録保存だけでは難しいだろう」とのことでありました。また、調査につきましては、「まだ調査不足の点があるので、もう少し細部にわたり調査を行い、遺跡の各部分の時代の整理、検証を行うように」との指導がありました。

ご質問の遺跡の取り扱いについてでございます

が、発掘調査終了後、出土品の整理を行い、出土品等に基づいて遺跡の価値を判断する必要があるかと思えます。その上で、専門家を初め関係機関のご意見をお聞きしながら、本市が決定することになりますので、早急に結論を出したいと考えております。しかしながら、保存するとなると、保存に要する費用の件でございますが、多額の経費が当然必要になると思われまます。国指定の史跡でない当遺跡につきましては、残念でございますが、市が当然負担することになりますので、遺跡の取り扱いにつきましては、慎重に考えなければならぬというふうに考えているところでございます。

なお、ご質問の遺跡を保存しながら学校を建設した場合の経費につきましては、学校建設と遺跡保存がどのように調整できるかによって、それに要する経費が当然違ってまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、深堀議員ご指摘の旧新興善小学校跡地に桜町小学校を建設することはどうかということでございますが、このことにつきましては、桜町小学校につきましては、旧勝山小学校の跡地に平成15年度の開校という形で既に計画を進めております。また、本議会にそういう形で予定どおり予算を計上いたしております。この件も、ひとつご理解いただきながら、ご審議を賜りたいというふうに思います。

中央3小学校の統廃合の際には、3校の関係者の皆様あらゆる角度から統廃合について議論をしていただき、苦渋の選択として統廃合に同意の結論を出していただきました経緯もございまして、子どもたち、PTA、地元の方々の気持ちを念頭に置きながら、桜町小学校の建設について対応してまいりたいと思います。

そうかと言いましても、先ほど申し上げました遺構との絡みもございまして、できるだけ早急に私どもの原案をまとめ、議会や関係者の方々と協議に入らなければいけないというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、私の本壇よりの答弁といたしたいと思います。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしますので、よろしく願いいたします。＝(降壇)＝

総務部長(岡田慎二君) 市長の政治姿勢につい

てのうち、(3)の行政課題への取り組みと職員の自己革新についてお答えを申し上げたいと思えますが、現在、私ども長崎市政を取り巻く状況が非常に厳しいという認識を基本的に持っておりますが、一つには、地方分権が推進する中での問題がございます。もう一つは、行財政が非常に厳しいという認識もございまして。

そういう中で、行政ニーズが複雑多様化して極めて増大しているという現状がございまして、そうしますと、職員に求められる資質ということでございまして、そういう厳しい状況の中で幅広い知識、あるいは専門性の蓄積ということが求められているわけでございますけれども、端的に申し上げますと、そういう複雑多様化する行政課題に的確に、スピーディーに対応できる、問題処理ができる能力を持った人間ということではないかというふうに基本的には考えておるところでございます。

ご質問の中での職場の活性化と若手職員の育成ということでございますが、これは私ども職場風土に係る問題でもあろうかというふうに考えておりますけれども、良好な人間関係や円滑なコミュニケーションの確立を図りながら、課題達成に向けて職場の職員が一体となって、職員参加の目標による管理手法などを導入しながら、職員の参加意欲と責任感を引き出し、職場の活性化措置を講じていくことが必要であるというふうに考えております。あわせて、職員は職場における仕事を通して育成されることから、仕事を進めていく過程を人材育成、特に、若手職員の育成を図る機会として積極的に工夫し活用することが求められているというふうに考えております。特に、職員が育つ環境をつくり上げていくということは、重要でかつ急を要する課題であるというふうに認識してございまして、職員が意欲を持って仕事に打ち込めるよう、1つには、職員の職務分担等を明確にいたしまして、主体的かつ責任を持って仕事を遂行できる体制づくりを進めていくことが必要でありますし、2つ目には、職員にその担当している職務が市全体の中で、どのような意義を有しているかということも十分に自覚を促し意欲を高めると、そういう対応策を、特に管理監督者が中心となりまして、人材育成におけるみずからの役割・責任を日ごろから十分に認識しながら、

日常の仕事の進め方を工夫・活用し、効果的な人材育成が図られるような措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目に、市政を担う職員の能力・資質の向上についての取り組みでございますけれども、私ども地方自治体職員が市民のニーズに対して直接的なサービスを提供する立場にあるということからしますと、人材の育成に力を注ぐということとともに、公務能率の向上に努めてまいりたいということを考えておきまして、特に、職員の各種資格試験の問題がございますけれども、国家試験などの資格取得は、職員一人ひとりの能力や専門性の向上という意味で、自発的に資格を取得するという点について、非常に重要な課題だと、重要な課題という認識を持っております。

そういうことから、今後とも各職場におきましては、研修などのさまざまな機会を通して職員の専門的な知識の向上を図ることとあわせて、その職員の能力・資質を勘案しながら、処遇についても、いろいろな角度からの検討も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

都市計画部長(松本紘明君) 中心市街地の活性化についてでございますが、本市におきましては、平成10年6月に制定されました中心市街地における市街地の整備改善及び商業地等の活性化の一体的推進に関する法律、いわゆる中心市街地活性化法に基づき、平成10年度に長崎市中心市街地活性化基本計画策定調査を実施し、平成11年6月、同法第6条に定める基本計画として、国・県へ送付し、受理されたところであります。

基本計画に定められた活性化方針を推進していくために、本市といたしましては、行政の立場から各種事業を戦略的に展開していくための推進計画の作成を進めており、一方、長崎商工会議所におきましても、商業の活性化と商業者みずからが主体となるまちづくりを一体的に進めていくための構想、いわゆるTMO構想の策定を中心市街地の各商店街組織と勉強会を重ねながら行ってきたところであります。

このような中で、浜町などの中心地区商店街におきましては、厳しい経済環境の中ではありますが、商業の活性化に向けた意気込みとともに、まちづ

くりの機運が高まりつつあり、このような動きを大きなチャンスととらえ、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

議員ご指摘の土地の高度利用につきましては、まちづくりの観点から、中心市街地活性化の大きな課題の一つでもあり、また、有効な方策であると考えております。しかしながら、浜町地区の土地利用の現状といたしましては、現在、600%の容積率が指定されておりますが、道路等の都市基盤の整備状況や敷地の細分化など、建築条件等の問題から指定容積率が有効に利用できず、400%程度の容積率にとどまっている現状にあります。

このような土地利用の状況であります。中心市街地の活性化を進める上では、民間活力を誘導し、行政と民間が一体となったまちづくりを推進していく必要がありますので、敷地の共同化や地区計画制度、公開空地等の確保によって容積率緩和などを行う総合設計制度など、土地の高度利用を促進する種々の制度の活用を地元権利者や商店街など地域の皆様とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

中心市街地の活性化につきましては、以上のような考えにより、浜町地区に限らず、他の地区におきましても、土地利用の転換や低未利用地の有効活用、土地の高度利用を誘導し、都心居住の促進や商業機能の充実を図るとともに、あわせて広場等の潤いのある空間の創出など、まちづくりと商業活性化の両面から積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、駐車場問題についてお答えいたします。駐車場事業の経営健全化につきましては、市議会からも厳しいご指摘を受けていることもあり、施設の維持管理に要する経費の削減と駐車場の利用促進による料金収入の増加に、現在、取り組んでいるところであり、一定の効果が生じているものと考えております。

具体的な歳出経費の削減策といたしましては、都市整備公社への委託経費の見直しとして、自動精算機の前倒し導入などによる配置職員の減員や人件費単価の引き下げなどを行いまして、平成13年度予算におきましては、前年度と比較して約3,930万円の費用効果を見込んでおります。

次に、収入の増加策といたしましては、料金体系の見直しを行うことにより、駐車車両と料金収

入の増を図っております。具体的には、平和公園駐車場におきまして、パーク・アンド・ライド駐車場事業による中心部の交通混雑の緩和策とあわせて、駐車料金を定額にすることにより利用台数の増加を図っているところであり、混雑緩和と料金収入の増について、利用台数で1日平均約30台、収入では年間約220万円増加するなど一定の効果があらわれているものと考えております。また、利用の少ない夜間の宿泊駐車料金を引き下げることにより、減少傾向にある市外からの団体バスなどによる宿泊観光客を呼び込むため、関西以西の旅行代理店やバス会社にチラシを送付するなどのPRに積極的に取り組んでいるところであります。

以上の健全化策につきましては、さきの市議会に提案し、ご承認をいただいております。4月以降において本格的に実行してまいりたいと考えております。しかしながら、平和公園及び茂里町地下駐車場につきましては、駐車場の建設に要した借入金の償還などにより事業収支に不足を生じており、その補てん分として一般会計から繰入金を充てている状況にあり、平成13年度予算におきましては3億7,750万9,000円を見込んでおります。

今後、事業を進めていく中で、それぞれの駐車場の立地条件などを勘案いたしまして、収入の増加と経費の削減による経営の健全化に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、松山駐車場についてでございますが、この駐車場は、平和公園の便益施設として設置したものであり、その建設に際しましては、NTT・A型無利子貸付事業を活用していることから、財団法人長崎市都市整備公社において管理運営を行っております。当該駐車場の利用状況でございますが、平成10年度は1日平均237台、収入では約4,200万円であったものが、平成12年度の2月末現在では1日平均409台、収入では約6,300万円となっており、徐々に増加いたしておりますが、建設当初の見込みをかなり下回っているのも、また事実でございます。

このようなことから、利用促進の取り組みにつきましては、平成12年度2月以降実施しておりますパーク・アンド・ライド駐車場が好調な伸びを示していることから、平成13年4月以降も継続してまいりたいと考えております。

また、その他といたしまして、定期駐車料金の

引き下げや昼間定期の新設、あるいは定期駐車台数枠の拡大、また、地上部分の24時間利用を行ってきたところであります。

また、次に、利用促進の方策の一つとして挙げられました城栄町商店街側の歩道橋設置についてであります。平成2年に策定いたしました浦上川ふるさとの川モデル事業の一環として位置づけられ、平成8年の県市協議においても、県が歩道橋を設置することになっておりますので、本市としましては、県の責任において、ぜひ実施していただきますよう強く要望しているところであります。

今後、平成15年度に全国高等学校総合体育大会の競泳種目が市民総合プールにおいて予定されていることから、同インターハイが開催される前までに、実施に向けてさらに県に強く要望してまいりたいと考えております。

今後、経営の安定化に向け、種々の方策を研究、検討を行い、引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上です。

観光部長(田口修三君) 観光の振興についてお答えをいたします。

まず、寺町通りの整備についてでございますが、崇福寺から寺町通りには、国宝である崇福寺の大雄宝殿と第一峰門、国指定の重要文化財である興福寺の本堂を初めとする多数の文化財や印刷の開祖である本木昌造、写真の開祖である上野彦馬など著名人の墓も数多く点在しており、全国に類をみない特色を持っております。

近年は、旅行形態も団体旅行から個人旅行へと変化し、さらに、歴史発見や体験ツアーなど旅行目的もさまざまになってきておりますので、歴史を学び、座禅を体験し、普茶料理を召し上がっていただくというように、いろいろな楽しみ方ができる寺町地域は、重要な観光資源であると認識しております。

議員ご質問の寺町通りの案内板整備につきましては、昭和60年度から平成4年度までに主要な箇所には8基の誘導サインを設置しております。今後、この地区に必要な案内板の内容、配置箇所の整理を行い、わかりやすい案内板整備を進めてまいりたいと考えております。

また、駐車場の整備につきましては、付近の駐

車場の案内やパーク・アンド・ライド駐車場の周知を行うとともに、観光客に対する土曜日、日曜日の市民会館駐車場や市営桜町駐車場への円滑な誘導方法などについて、今後、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後は、散策地図を作成するなどして、寺町地域を全国にPRしてまいります。

次に、フィルムコミッションの設立についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年、本市で撮影された映画「長崎ぶらぶら節」の公開により、旅行会社のツアーやテレビ・雑誌などの取材が多くなり、丸山地区が全国的に脚光を浴びております。今月には、映画がビデオ化されますので、ますます観光長崎の宣伝になるものと期待しているところであります。長崎ロケにおきましては、資料の提供、撮影場所の紹介、届出手続き、撮影の際の動員など市を挙げて協力・支援を行いましたが、その対応には多くの時間と労力を費やしております。このような映画・テレビ等の映像制作やロケーション撮影などをスムーズに進めるための支援組織が議員ご提案のフィルムコミッションであります。フィルムコミッションは1940年代に最初の組織がアメリカで設立され、現在では、欧米を中心に世界25カ国に約270の団体が自治体等に組織されております。

フィルムコミッションの機能といたしましては、ロケーションに適した地域・施設等のデータベースの作成及び情報公開、ロケーションの誘致・プロモーション、許可申請や施設の紹介などの支援業務、世界のフィルムコミッションや国際機関との連携、情報交換などが挙げられます。

また、フィルムコミッションが地域に与える効果といたしましては、宿泊・食事などの直接消費や関連ビジネスの育成と雇用促進などの経済効果、都市の知名度・イメージの向上による観光客の増大など観光振興・地域振興、さらには、住民が映像産業に触れ、映像で地域を見直すことによる意識の向上など文化的意義が考えられ、実際に大きな効果を上げていると聞き及んでおり、本市といたしましても、フィルムコミッションの設立は必要なことであると考えております。

現在、長崎県において、ボランティア団体、観

光協会、市町村等で構成するフィルムコミッションの設立についての関連予算が開会中の長崎県議会に上程されておりますので、長崎県と十分に連携を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長(梁瀬忠男君) 教育行政についての第2点目、教職員の適正配置についてお答えをいたします。

管理職を含めて、勤務上問題のある教職員や指導力不足の教職員など教師としての資質に欠ける教職員につきましては、本市におきましても憂慮すべき問題としてとらえております。

文部科学省は、子どもたちを指導する能力に著しく欠ける教員に対する再教育システムを確立し、望ましい形での現場復帰を目指しております。しかしながら、改善が困難な場合には、他職種への配置替えや免職措置等の制度を整える方針を固め、具体的な作業に入っているところでございます。

県教育委員会におきましても、本年度から文部科学省の委嘱を受けまして、教員の指導力向上研究会議を設置し、指導力不足教員の定義や認定基準、研修の方法、期間等について具体的な話し合いを進めております。

市教育委員会といたしましても、健康上または精神的に問題を抱えている教職員に対しましては、校長会等におきまして、当面する課題に対する情報交換や研修会等を実施して、校長が教職員に対して適切な指導が行えるよう努力しているところであります。

市教育委員会といたしましては、今後とも、8市教育長会等を通しまして、指導力不足の教職員につきましては、行政上の措置を早期に考えること、その再教育機関を設置すること、また、特別加配の指導教員を配置することなどを県教育委員会に要望してまいります。

さらに、教員の指導力向上研究会議の結論が早期にまとめられ、円滑に実施されるよう要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

水道局長(峯 繁紀君) 水資源の確保と環境整備の関連のご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘の当地区でございますけれども、浦上ダムの水源上流部に位置しておりますことから、水道局といたしましては、このような施設が建設

されることは好ましいものとは考えておりません。当該施設の移転計画地点と浦上貯水池との位置関係でございますけれども、浦上貯水池から上流約1.2キロメートルの地点に浦上貯水池に導水しております川平取水堰がございます。この取水堰から、さらに約3.6キロメートル上流に位置することになります。

水道局といたしましては、現在よりさらに河川に近くなりますことから、水質への影響が懸念されますので、移転場所の造成に当たっては、汚濁水が河川に流出することがないような防止対策と事業開始時における油水分離槽等の設置を事業者に対して指導しているところでございます。

なお、これまでの水質状況につきましては、現在、月1回の割合で川平取水堰地点の原水の水質検査を実施しているところでございますので、特段、問題はあっておりません。

この件につきましては、現在、地元の方々と事業者との間で別の新たな場所への移転についても協議中でありますので、局といたしましては、今後とも、水質保全上の観点から、より一層、環境部を初め関係各部と連携を取りながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、この件につきましては、市の多くの部局に関係しておりますので、市の窓口として、環境部が中心となって対応しているところでありますので、これまでの経過等につきまして、引き続き環境部長の方から答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

環境部長(高橋文雄君) では、引き続きまして、環境整備についてお答えいたします。

議員ご指摘の三ツ山町にあります純心大学に隣接しております金属資材置き場は、有価物である金属等の回収を目的として選別作業を行っている事業場でございます。長崎バイパスの拡張工事に伴いまして、この地に移転を余儀なくされ、今回は、農地改良事業により、さらに移転を求められているという状況と聞いております。現在は、移転に備え作業を中止しておりますので、金属等を野積みしている状況でございます。この施設における金属類は、有価物として売却されるものでございまして、廃棄物処理法に基づく処理基準を適用することはできません。しかしながら、有価物である金属といえども、現況のような大量に山積み

をして保管している状況は、決して好ましい状況ではないというふうに考えております。したがって、生活環境の保全に影響がないよう計画的に搬出を実施させるなど、事業者を指導してまいりたいというふうに考えております。

次に、当該事業者が、さきにご説明しました純心大学下の現施設から新たに犬継地区への移転を計画している件についてご説明いたします。

犬継地区の予定地は、市街化調整区域に位置しておりますので、浦上貯水池に通ずる河川上流部に隣接しており、現在、造成工事を行っております。当該地への移転に際しましては、本市の関係各課が協議を行いまして、事業者に対し、法面の崩落防止や河川に土石が流出しないような措置、あるいは事業に伴って油が排出されないように油水分離槽の設置及び周囲の景観に配慮しました植栽等を行うなど指導をしているところでございます。また、造成工事が行われている中で、落石等の危険があったため、緊急に防災対策を講じさせたところでもございます。

しかし、犬継地区の移転予定地は、浦上貯水池の水源上流部に位置しておりますので、地元自治会から、さらに新たな場所へ移転するよう本市に陳情がなされております。しかしながら、廃棄物処理法、水質汚濁防止法等の法令に対しましても、当該地における立地を規制することはできないものと考えております。

なお、この件につきましては、現在、地元自治会と事業者との間で犬継地区から新たな場所への移転についても話し合いが持たれております。本市といたしましても、この話し合いの推移を見守りながら、両者の間で円満な解決が図られますよう調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

32番(深堀義昭君) 多岐にわたった質問でございましたので、質問時間と同じような時間をとられてしまいましたが、項目別に要望なり、また、意見を申し述べたいというふうに思います。

行財政改革の問題の中で、特に、縁故債の繰上償還について、縁故債につきましては、過去の平成8年のときには、演壇からも申し上げましたように40億円でございますか、今の財政事情を考慮しますと、減債基金が乏しくて、その額にはならないのではないかと思っておりますが、交渉過程の中

でございます、あえて、その額が表示できれば、この平成8年度を基準として半分ぐらいになるのか、3分の1ぐらいになるのかというぐらいのところの、今の希望的な交渉過程での経過をお示しいただきたいというふうに思うわけでありませう。

それから、市有地の処分につきましては、先ほど市長が国鉄の貨物ヤードの跡地の問題等を含めて一定のご説明をいただいたところでございますが、この財産の処分の方法を一定、蓄積をして、売る方は行政の判断でございますから、いつ、適当な時間に売られるのは構わないんですが、必要不可欠なものが何十億あるんだと、そして、行政が今後必要とする場所が、價格的に高くても必要であろうということについて、要らないものとかえて取得をするという方法というのは、当然、これは過去にもやってきた問題でございます。

市長、ご存じないということになるのかも知れませんが、着任前でございますから、三菱製鋼所の跡、ブリックホールなりハートセンターが入っている場所というのは、県が取得をすることができないということで、宙に浮いた物件を、行政目的をそのまま建てることなく、今後のまちづくり、いろいろな意味合いから、あれを当時90億円で取得をしたという経緯があったと思います。そして、その後、今のような状況で使用をしているということでもありますので、行政の何らかの代替地でも構わないと思うんですね。当然、高価な場所に、高価な取引をしなければならぬときには、それに見合う代償を払わざるを得ないわけでございますので、そういう一定の考え方を持って、一定の売り払いの物件の金額等について、やはり一定の精査をした方がいいんじゃないかなというふうに思いますが、いろいろ言っておりますと、時間がないので、これは検討をしていただきたいということで要望いたしておきたいというふうに思います。

それから、ごみ袋の件につきましては、自民クラブとしてお話を申し上げさせていただきましたので、これは当該委員会において、改めて質疑を交わしていただきたいというふうに思いますので、答弁は、これは結構でございます。

まず、課題でございます市町村合併でございますが、ささやかれておるところによりまして、1市5町という南部地区の町について、一定、いろ

いろな意味合いで、もう既に下水道であるとか、ごみの問題であるとかということ、一定、協力をしているというような状況でございます。そして、片一方では、2カ年にわたって研究会その他を1市10町でやっているという経過もございます。

ただ、やはり問題は、政府のいろいろな援助策なり、また、時代的な背景なりということで、広域的に進めなければいけない。しかし、進めること自体がどうなのかということになりますと、この南部5町で、ある町なんかは1人当たり地方交付税が400万円きているところがある。そういう状態のところと考えると合併をしたときに、長崎市の市民が今、市税にいたしましても、使用料・手数料にいたしましても、額を同じような負担ができるんだらうかというような問題がするわけでございます。また、時津、長与を含めた形の中では、ほかにもいろいろな問題があるとお伺いをいたしております。

しかしながら、その問題が解決をしたからどうだということになりますと、これは時間的に余裕がないわけでございますので、そういう結論にはならないだろうというふうに思いますが、私の考え方としては、1市10町を研究会として進めている以上、基本的には1市10町で今後とも進めていくんだという基本的な考え方があるのか、それとも1市5町を先に視野に入れた考え方の中で、その方が先行するんだという二者選択の場合に、どちらを取ろうとされているのか、時間がないので、その1点をお聞かせをいただきたい。

それから、市民病院の問題でございます。これは市長がいろいろご説明をいただきました。過去の経緯なり、今日までの状況というのはわかっております。その審議会なり、特別委員会なりで、一定、場所の候補地として挙げた中に、国鉄ヤードの跡地も挙げているはずなんです。行政目的としては買えない。というのは、すべてのものをしようとしたときに、約100億円ぐらいかかるんじゃないかと試算をいたしました。そうすると市民病院用地としては無理ではないかという結論が出てくるんじゃないかと思いますが、これについても、やはり駅前再開発を含めた形とするならば、公共の事業をするための一つの取得財産としては、何も市民病院にこだわることはないというふうに思います。そして、もう1つ挙げますならば、この

前の懇話会まで、田上の国立療養所長崎病院、これは長崎市の土地だから長崎市に返してほしいと、返ってくるのではないかという希望的な観測を持った上で論議をしたのではないんですか。しかし、前の坂本部長のときには、存続で陳情をしているのではないですか。

そして、今日の結果としては、この病院については、平成14年通常国会に提案をして、行政改革大綱に従い、中央省庁改革の目的を実施するために残すという法律の提案をするということに、既に私の調査した結果においては出てきているんです。出先も申し上げます。九州厚生局高山局長からの通知で私の方には来ているんです。それを何で2月の終わりまでの議会の話し合いの中、また、一般市民の話し合いの中に、そういう情報をとっておられないのか。そしてこれ一つですね、独立行政法人の制度というのがあるんですけども、長崎市の制度よりも、改革をしようとする制度よりも一段厳しいんですよ。その中には、自己責任、企業会計原則、事業実績の企業性まで入れてある。そういうことで、今後は運営をなささいということで、その中に国立療養所長崎病院は入っている。そして、幾つもの候補地が挙げられていますけれども、幾つもの候補地すべて今の段階では見通しがない。それでも候補地なんです。何とかしたときに買えばいいのではないかと、理屈の候補地なんです。ということは、全く先行き見通しない状況の中だと思います。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、周産期センターの問題については、今の平成16年までに長崎市が手を挙げるとするならば、県においても当然、厚生省においても当然、その一定の補助をしなければならぬというふうに理解をいたします。議会も周産期センター及び救命救急センターについては設置を急いでほしいということになっております。今のままで5年、10年、今の市民病院を使うという状況よりも、先にやらなければならない、補助が出てくるというような特殊な事情がある。また、一定295床の国立療養所長崎病院がそのまま存置されるということになりますと、医療状況というのは全く変わってくる。こういう中で、果たして長崎市は、私が提案をいたしましたその周産期センター、救命救急も一緒にするような形の中での立候補を長崎県にする考え方

が市長においてあるのかなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、教育長、あとの私が質問した問題については、あなたの答弁で結構でございますが、現場においては、非常に混乱をいたしております。常時出勤をする体制の中での欠勤になるわけでございますので、教職員についても、その補完しようとする教科の場合に、授業が全く受けられない。ある中学校では2年間、地域の塾に相当の子どもたちが行って、それを補完したという事実があります。これは、やはり今、全国的に研究がされている段階でございますから、市の方から積極的に、これは県に要請をして補完の教職員を配置するなり、いろいろな問題で学校現場に支障がないように鋭意努められたいと思います。これは要望いたします。

市長、よろしく願います。

財政部長(白石裕一君) 繰上償還の額の見込みにつきましては、平成12年度の決算見込みが不確定な上、金融機関と交渉中でございますので、はっきりと申し上げることはできませんが、減債基金の残高の見込みや現在借り入れております縁故債の利率が平成13年度以降すべて5%以下になることも考えまして、平成8年度の繰上償還の半分程度を考えております。

以上でございます。

総務部長(岡田慎二君) お尋ねの市町村合併に関する協議の問題で、1市10町でやるのかどうかということですが、合併に関する研究協議につきましては、まずは現行の1市10町の広域圏の枠組みの中で議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

病院管理部長(岡田正憲君) 再質問にお答えいたします。

国立療養所長崎病院用地の件についてでございますが、現在、国においては、国立病院・療養所の再編成・合理化が推進されておりまして、国立療養所長崎病院もその対象になっておることから、その存続について、平成10年2月に市長及び市議会議長名で存続要望書を、また、市議会におかれても、平成11年3月に意見書を国等へ提出されたところでございます。

その後、平成11年3月に発表されました国立病

院・療養所の再編成計画におきましては、国立療養所川棚病院が結核の拠点施設に指定され、国立療養所長崎病院の結核病床は国立療養所川棚病院に集約されたところでございます。

議員ご質問のなぜ候補地になっているかという件についてでございますけれども、独立行政法人化後、数年を経て再度、再編成・合理化があり得るとの話を仄聞いたいたしましたので、厚生省へ確認にまいったところでございます。当該地が市有地であることや……

〔「議長」という者あり〕

議長(野口源次郎君) 32番深堀義昭議員。

32番(深堀義昭君) 質問の趣旨に従った答弁がなされませんので、議長において、文書において後ほど回答を願います。

議長(野口源次郎君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

議長(野口源次郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。26番塩川 寛議員。

〔塩川 寛君登壇〕

26番(塩川 寛君) 21世紀の幕あけに当たり、この新しい世紀が市民お一人おひとりにとって輝かしく、また、幸せ大きなものとなることを心から念願しつつ、市長の施政方針をもとに、新風21を代表し質問をいたしたいと思えます。

質問に入ります前に、去る2月10日に発生した愛媛県立宇和島水産高等学校の実習船「えひめ丸」と米国の原子力潜水艦との衝突事故により沈没した「えひめ丸」関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、県立長崎水産高校を抱える本市ゆえに、事故の原因究明と再発の防止を切に願うものであります。

また、2月21日から始まった長崎県議会での金子知事の所信説明の中でも触れられましたが、昨年のなかにし礼氏の「長崎ぶらぶら節」の直木賞受賞に続き、長崎を題材とした作品で第124回芥川賞を受賞された本市職員青来有一氏の受賞は、市民の大きな喜びと財産だと高く評価しますとともに、祝意や激励に加えて、批判的な電話もあっていようではありますが、彼が福祉の部門で人一倍真剣に取り組み、公務員としての職務をひととき

たりともおろそかにしたことはないという多くの声が聞かれることも、この際、申し上げ、心からの祝意を申し上げたいと存じます。

さて、通告しておりました項目のうち、市町村合併及びコミュニティバス「らんらん」につきましては、先ほど答弁もございましたので、委員会に対応することとし、割愛をいたします。

また、諏訪の森再整備構想における県市の役割分担については、時間があれば自席から質問をいたします。

まず、市長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

その1点目は、市庁舎建設についてであります。現在の庁舎が手狭、たこ足であり、市民サービスのみならず行政事務効率の面からも支障が多いなど、これまで多くの議論がこの議会でも重ねられてきました。効率的かつ市民が親しめる庁舎を建設し、器にふさわしい行政へと改革をしていこうという決意のもとに、庁舎建設基金を前市長時代から積み立て、昨年は10億円を計上し約97億円が確保できましたが、新年度は半減をされました。

諏訪の森再整備構想や桜町小学校建設用地の遺跡出土など、市役所周辺の今後の計画が現実的になってまいりました。また、現下の経済状況は決して楽観できず、あらゆる分野での不況対策を講じていかなければなりません。また、公共事業の新しい事業手法として、民間資本の導入によるPFI手法が各自治体で取り組まれ、かつて私もその活用検討を申し上げてまいりましたが、一番事業不安がないものとして、改めて早急な庁舎の建設を提言し、市長のお考えをお示しいただきたいと思えます。

次に、施政方針についてであります。

このたび、伊藤市長の熱い思いを込めた基本構想が取りまとめられ、第三次総合計画のもと、新年度の予算編成が行われ、その背景として施政方針が示されました。

キーワードは、環境、福祉、IT、産業振興、都市整備、被爆者援護、長崎文化の継承と創造、及びこれを推進する行政の柔軟な対応だと考えます。

そこで、市長は、本格的な地方分権の中で、厳しい財政状況のもとで広域的行政課題への対応が求められる中で今、本市が抱える課題や政策の全